

砂川市監査委員公告 第 3 号

定 期 監 査 等 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき、
定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和7年5月30日

砂川市代表監査委員 中 村 一 久

記

別 紙 の と お り

砂 監 第 1 0 号
令和 7 年 5 月 3 0 日

砂 川 市 議 会 議 長 多比良 和 伸 様
砂 川 市 長 飯 澤 明 彦 様
砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博 様

砂川市監査委員 中 村 一 久
砂川市監査委員 中 道 博 武

定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）
- (3) 財政援助団体等監査（砂川市監査基準第2条第1項第3号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和7年5月22日	教育委員会 学校給食センター
令和7年5月30日	砂川市土地開発公社

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、財政援助団体等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうか監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和6年度分の財務に関する事務の執行状況又は補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

教育委員会 学校給食センター

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（庁舎維持管理業務委託、学校給食パン・米飯運搬業務委託、自動フライヤー購入等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●分担金及び負担金（学校給食事業費負担金）、諸収入（雑入）等収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等（学校給食費無償化補助金）交付事務について

補助申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

砂 川 市 土 地 開 発 公 社

●当会計の監査は、事業経費の執行について重点的に行った。

予算経理事務、契約事務、事業収益及び事業外収益等の収納事務については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類の保存は、良好に管理保存されていることを認めた。